

第26回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）

1 実施日時

平成28年5月31日（火）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順）

① 地裁委員会委員

出席者 大山輝幸（佐賀地方検察庁次席検事）  
志賀勝（佐賀地方裁判所唐津支部長）  
志田正典（学識経験者委員）  
瀧華聡之（佐賀地方裁判所長）  
団野克己（佐賀県弁護士会弁護士）  
西岡正博（学識経験者委員）  
仁部和浩（学識経験者委員）  
鷺崎ゆみ子（学識経験者委員）

② 家裁委員会委員

出席者 秋本昌彦（佐賀家庭裁判所判事）  
瀧華聡之（佐賀家庭裁判所長）  
田口香津子（学識経験者委員）  
多々良たまえ（学識経験者委員）  
成富典光（学識経験者委員）  
花田かつえ（学識経験者委員）  
日高勉（学識経験者委員）  
山口あきこ（佐賀地方検察庁三席検事）  
力久尚子（佐賀県弁護士会弁護士）

(2) 説明担当者

佐賀地方裁判所 吉井広幸刑事部総括判事

佐賀地方裁判所 中里敦判事

佐賀地方裁判所 石黒瑠璃判事補

佐賀地方裁判所 松川清刑事首席書記官

佐賀地方裁判所 木田博文主任書記官

(3) 庶務

佐賀家庭裁判所 坂口智美総務課長

4 議事

全体協議（テーマ「刑事裁判における被害者保護の制度について」）

(1) 被害者保護の制度について説明

説明担当者から、「刑事裁判における被害者保護制度」の概要を説明し、被害者保護のために行われているビデオリンクや遮へいの手続きがどのように行われているか実際の法廷で説明した。

(2) 意見交換

（文中、□は委員長，○は学識経験者委員，●は法曹資格を有する委員，  
■は説明担当者等の発言）

○ 証人が法廷に出入りする際に傍聴席等から見えないよう、どのように遮へいが行われているのですか。

■ 証人の入退廷については、一般の方の目に触れないよう法廷裏側の廊下を利用してあります。法廷の入口から証人席までは、アコーディオンカーテンのようなものをいくつも並べ、傍聴席等から見えないよう工夫してあります。

○ 被害者のための傍聴席が確保されるとのことでしたが、現在の傍聴席に加えて作ることになるのですか。

□ 一般の傍聴席の一部を利用して被害者用の傍聴席としています。

○ 被害者が傍聴する場合に、被害者がどこに座っているのか一般の傍聴人か

らわかりますか。

- 一般の傍聴席と被害者用の傍聴席を分けていないため、一般の方に知られることはありません。
- 同級生間の強姦事件などで他の同級生が傍聴した場合には、ビデオリンクを利用して被害者が証言したとしても、声を聞けば誰が被害者なのかがわかるのではないですか。音声を変えるようなシステムはありませんか。
- 今のところ、テレビのように音声を変えるシステムはありません。
- 誰かがわからないよう音声を変えるシステムがあればいいのではないかと思います。思い質問しました。
- 貴重なご意見ありがとうございました。
- 先ほどのビデオリンクの実演では顔がはっきりと映っていましたが、性犯罪などの被害者が、モニターにも顔を見せたくないというようなケースはありますか。その場合、どういった対応をするのかお聞かせください。
- 実際に尋問している人がどういう表情や様子で話をしているかは、検察官や弁護人にとって非常に重要なことであるため、顔を隠すような運用はしておらず、映りたくなくても顔を出してもらっているというのが現状です。ただ、被告人や傍聴席に対しては見えないように配慮しています。
- 佐賀地裁でビデオリンクを使用した件数と、ビデオリンクでモニターの先におられる方の保護はどのようになされているのかを知りたい。事件関係者が待ち伏せすることも考えられるのではないですか。
- ビデオリンクの利用件数は、平成25年が5名、平成26年が2名、平成27年が2名です。
- 被害者の保護については、事前に検察庁を通じて被害者に何時にどこへ来てもらうかを打ち合わせし、当日は待機室に一番近いところに車をつけて、そこから速やかに移動していただいています。移動が長距離になる場合には、要所に職員を配置し、誰もいないか確認しながら待機室へ誘導します。なる

べく移動距離がないよう動線を確認するようにしています。

- 被害者情報の保護について、「被告人の防御に実質的な不利益を生じるおそれがある場合には、尋問や陳述などにおいて被害者情報の制限はできないとされている。」という説明でしたが、究極的には被告人の防御が優先されるのですか。
- 被害者保護の制度は、刑事裁判手続の中で被害者をどのように保護していくかという制度ですが、一方刑事裁判には被告人の人権を保障しながら真実を明らかにしていくという目的もあります。被害者の保護だからといって被告人の人権を無視してよいわけではありません。被害者の人権保障と被告人の権利保障が両立するようにできるだけ調和的な運用を図る必要がありますが、両者がぶつかってしまった場合には、裁判所、検察官及び弁護人でどうしたら一番いい運用ができるのかを協議をした上で対処することになります。
- 被害者の名前は公開しなくてよいと思われませんが、必要な場合には大まかな仕事、住所、職業といった情報は明らかにされることになるのですか。
- ケースバイケースで事前に検察官と弁護人と打ち合わせをするなどして判断していくことになります。
- 一般の方は被害者保護制度についてほとんど知らないため、もし自分が被害者となった時に、証人となるかどうか迷うことが考えられます。被害者保護制度については裁判所が主体となって説明されるのですか。
- 裁判所は起訴をされてからどうするか判断するため、起訴の前に警察や検察庁において説明されていると思います。
- 証人の負担を軽くする措置の説明のところで、「証人の不安・緊張を緩和するため、適当な者を証人の付添人とできる。」とのことでしたが、適当な者と認められるのはどういった方ですか。
- 付添人をつけて証人尋問を行った事件の例として、小学校低学年の女兒が温泉で強制わいせつを受けたというものがありました。家族と一緒に行った

温泉での被害であり，母親や父親など家族の方が付添人となった場合には，証言内容に影響を与えてしまうことが考えられたため，家族が付添人となるのは適当ではないとして，性犯罪を受けた方のサポートをしている機関の女性の方が付添人になりました。証人には記憶に基づいて証言してもらう必要があるため，証言内容に影響を与えることがなく，緊張している証人をサポートできる人を選んで付添人とするのが適当です。

○ 先ほどの説明で，ビデオリンクでは顔を出さないと証言できないということでしたが，特に性犯罪となるとどうしても顔を出したくないという被害者がいるのではないですか。言葉だけでは犯罪として取り扱ってもらえないのでしょうか。

■ 被告人が証言内容を争っているようなときには，どうしても証人から話を聞き，有罪となる証拠がないと立証ができないということになってしまいます。

○ 裁判官，検察官及び弁護士だけがいるところで被害者から直接話を聞くことはできないのですか。

■ 被害者保護制度が導入される以前は，性犯罪の証人尋問を行うときに公判期日外での尋問を行うような運用もしていました。これは，証人に法廷ではなく別の部屋に来てもらい，検察官と弁護士が同席して証人尋問を行う手続です。被告人が立ち会う権利もありますが，被害者保護の観点から出席を控えてほしいと弁護士に説得してもらい，後日，尋問の内容を公開の法廷で明らかにするという運用を行っていました。今も期日外尋問が廃止されているわけではないので，利用することも考えられます。

○ これまで被害者の方は，書面で被害感情を述べるが多かったかと思いますが，裁判官や裁判員の方によりわかってもらいたいからビデオリンクを利用するということになるのですか。

■ 被害者の意見陳述と，ビデオリンクでの証人尋問は目的が異なります。証

人として話を聞くのは、犯罪の立証のためです。被害感情や処罰感情を話してもらうこともありますが、質問を受けて答えるという受け身の立場のもので、被害者としての意見陳述は、客体としてではなく被害を受けた本人として思っていることを述べることができ、意見陳述の方が証人尋問よりも被害者としての権利をより進めた制度になっています。

□ 被害者の意見陳述としてビデオリンクを利用することはできません。被害者としての意見陳述というのは、法廷に出てきて自分の被害感情を訴えるというものであり、ビデオリンクの方は法廷には出たくない方をなるべく負担が少ないようにして出してもらい、証人として体験したことを体験したとおりに話してもらうものなので、目的も立場も異なります。

○ 遠距離が理由でのビデオリンクの利用はありますか。

■ 現行のビデオリンクの制度は、被告人が在廷する裁判所に来てもらうことになっています。証人が遠方で来られない場合には、所在尋問といって裁判官、検察官及び弁護人が、証人が住んでおられる地域まで出向いて尋問することになります。

■ 被害者保護の拡充として、被告人が在廷する裁判所とは別の裁判所でビデオリンクによる証人尋問ができるように制度の改正が検討されています。ただ、単に遠距離ということではなく、被害者保護の目的から行われるものであるため、民事裁判で利用する電話会議システムやテレビ会議システムを使って和解を行う手続とは目的が異なるということをご理解ください。

○ 被害者を加害者等からどう守るかという観点からの制度として説明いただいたが、法廷での被害者の証言の内容が、テレビ、新聞あるいはインターネットで流出しないために裁判所ではどのような取組をしていますか。

■ 刑事裁判手続上は、あくまでも刑事の裁判に出廷された方や被害者の方の権利保護のための制度が設けられているので、それを傍聴したマスコミに見えないように配慮する遮へいなどの措置は行っているところです。裁判所の

広報・行政上として情報をどう考えるのかについては、例えば報道機関に対して名前の秘匿などをお願いすることが考えられます。

□ 裁判の公開というのは重要な原則なので、公開の法廷に出たことを一般の方に報道することを禁ずるのは難しいと思われまます。傍聴人に証人の顔を見せないのと同じように、証人の顔写真を報道に出すようなことは裁判手続を通じてはありえません。

○ 私は、犯罪被害者等の支援に携わっている佐賀県で唯一の犯罪被害者支援組織に所属しています。電話相談や面接相談を中心に年800件くらいの相談を受けていますが、傍聴支援については年に数件ある程度です。私自身も被害者参加制度以前に、何例か傍聴支援させていただいたケースのことを思い出しながら、今回説明を聞かせていただきましたが、以前より被害者に対してのサポートがしっかりしている印象を受けました。今回の委員会にあたって、現場の支援員から裁判所に対する意見を聞きましたので、それを紹介します。

- ・ 昨年サポーター養成講座の受講生の裁判所見学等をさせていただきました。裁判の傍聴支援の際には、こちらがお願いした人数の席の確保もしていただきました。また、裁判終了後、担当弁護士の配慮もあり、被害者に裁判内容の詳細をお話しいただく部屋も準備していただきました。去年はいろいろとご配慮いただきありがとうございました。

- ・ 裁判の傍聴をして感じることは、裁判官や検察官、弁護士の声が小さくて聞き取りにくいということです。早口だったり省略されていて、何を話されているのかがわからない時があります。

最近の事例ではありませんが、被害者本人が証人として出廷する際に支援員の付添いを許可していただければよかったと思っただけがありました。

(これは、数年前の事件で、ビデオリンクの際に支援員の入室を断られ、廊下で待機していた事例のことを指していると思われまます。)

- ・ 支援員は被害者の家族ではないので、席の確保は難しいといわれていたのですが、特別に席を確保していただきました。今回のことで、被害者支援に携わる裁判所や検察庁との連携の大切さを実感しました。私はまだ実際に付添支援等ができていませんが、いろいろと学ばせていただいたことを被害者の方に説明させていただいています。裁判所の被害者向けのパンフレットもわかりやすく、利用させていただいています。

さらに裁判が必要な性被害の方々に先ほどのビデオリンクのことを事前に説明させていただくこともあります。

- 貴重なご意見ありがとうございました。

裁判所の法廷の中で、裁判官、検察官、弁護人の声が聞こえにくい早口で分かりにくいことがあるというご指摘で、私どもも耳が痛いところです。

- ご指摘をいただいたとおり、私も早口であったり声が小さくて聞き取りにくいところがあったと反省した次第です。なるべくわかりやすいよう、ゆっくり質問などをするよう、今後努めていきたいです。

- 裁判員制度になり、昔の刑事の法廷よりはだいぶわかりやすくなったような気がしておりますがどうでしょうか。

- 検察官、被告人、裁判官の声については、裁判員制度の場合は意識して大きな声を出すよう心掛けていますが、被告人や証人の方は裁判員だからといって大きな声で話そうという意識がないため、裁判所としては大きな声を出してくださいとお願いをするしかないと考えています。

- 被告人、証人の話し声が小さくなる傾向があるのは、やむを得ない部分があります。被告人は自分の犯罪について話をしているため、大きな声で話すことはなく、被害者の方も大きい声で被害にあったことを言いにくいので、必然的に声が小さくなると考えられます。尋問している検察官、被告人、裁判官の方もつられて小さい声になってしまうことが問題なので、小さい声に引きずられないよう注意が必要だと思います。



- もう一つご指摘いただいた、支援員の方がビデオリンクの部屋に入れなかった事例について、事実上付き添って来られたのか、付添人として選任されていたのかによって話が違ってくると考えられます。
- 数年前に事実上の付添いで来て、ビデオリンクの部屋への入室の際に、支援員は廊下で待機するよう指示され、被害者の方が不安そうに一人で入室されたと聞いています。
- 付添人の制度ができたのは、平成12年くらいだったと思います。付添人に選ばれていれば当然同席できますが、選ばれていない場合には基本的に単なる第三者なので同席できません。事前に申請しておけば認められていたかもしれませんが、数年前のケースでは、証人に不当な影響を与えてしまう可能性があるので入室を認められなかったのかもしれませんが。
- 事実上の付添いに来られた方を廊下で待たせておくと、その方の知り合いの方に見られることもあるため、最近では付添人のための部屋を準備し、一般の方と会わないように配慮することも行っています。
- 本日は、法廷でのビデオリンク実演で、具体的なイメージを持って被害者保護の制度についてご理解いただけたことと思います。貴重なご意見をいただきありがとうございます。

## 5 次回の予定

### (1) 日程

平成28年11月29日（火）午後1時30分から（地裁委員会、家裁委員会合同開催）

### (2) 意見交換テーマ

「少年の再非行防止について」（仮題）